



2023年5月10日

各 位

会社名 川西倉庫株式会社
代表者名 代表取締役社長 川西 二郎
(コード番号 9322 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役 高杉 誠
(TEL 078-671-7931)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第166回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第32条(剰余金の配当等の決定機関)および第33条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)、第33条(剰余金の配当の基準日)および第34条(中間配当)を削除するものであります。

また、条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2023年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月28日(予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
<u>(自己の株式の取得)</u>	
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。	(削除)
第8条～第31条 (条文省略)	第7条～第30条 (現行どおり)
第6章 計算	第6章 計算
第32条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
(新設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
	第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<u>(剰余金の配当の基準日)</u>	
第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(削除)
<u>(中間配当)</u>	
第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。	(削除)
第35条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)